

## 平成19年西東京市教育委員会第2回定例会会議録

- 1 日 時 平成19年2月27日(火)  
開会 午後2時00分 閉会 午後4時16分
- 2 場 所 保谷庁舎 防災センター6階講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格  
委員長職務代理者 角 田 富美子  
委 員 大 後 みき子  
委 員 宮 田 清 蔵  
教 育 長 宮 崎 美代子
- 5 出席職員 学 校 教 育 部 長 村 野 正 男  
学校教育部参与兼教育庶務課長 二 谷 保 夫  
学校教育部主幹(教育庶務課) 小 野 隆  
学校教育部副参与兼学務課長 富 田 和 明  
学校教育部副参与兼指導課長 大 町 洋  
統 括 指 導 主 事 中 村 豊  
指 導 主 事 小 坂 和 弘  
指 導 主 事 岡 本 賢 二  
指 導 主 事 渡 邊 重 幸  
学校教育部副参与兼教育相談課長 長 澤 和 子  
生涯学習部長 名古屋 幸 男  
社会教育課長 宮 寺 勝 美  
スポーツ振興課長 東 原 隆  
保谷公民館長 相 原 昇  
中央図書館長 小 池 博
- 6 事務局 教育庶務課庶務係長 白 井 清 美  
教育庶務課庶務係主任 後 藤 幸 男
- 7 傍聴人 0人

## 平成19年西東京市教育委員会第2回定例会議事日程

日 時 平成19年2月27日(火) 午後2時～

会 場 西東京市防災センター6階 講座室2

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第5号 平成18年度教育関係補正予算について(申出)の専決処分について
- 第3 議案第6号 平成19年度教育関係当初予算について(申出)の専決処分について
- 第4 議案第7号 西東京市教育委員会職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正について
- 第5 議案第8号 平成19年度西東京市教育委員会の教育目標について
- 第6 議案第9号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- 第7 協議事項 西東京市教育委員会の組織改正に伴う措置について(勧告)
- 第8 報告事項 (1) 教育相談状況(平成18年4月～12月末)  
(2) 西東京市スポーツ振興事業補助金要綱の一部改正について
- 第9 その他

平成19年西東京市教育委員会第2回定例会議事追加日程

日 時 平成19年2月27日(火) 午後2時～

会 場 西東京市防災センター6階 講座室2

第1 議案第10号 西東京市教育委員会事務局における組織改正の協議について(申出)

西東京市教育委員会会議録

平成 1 9 年 第 2 回 定例会  
( 2 月 2 7 日 )

## 午後 2 時 0 0 分 開 会

### 議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成19年西東京市教育委員会第2回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は角田委員にお願いいたします。

竹尾委員長 日程第2 議案第5号 平成18年度教育関係補正予算について(申出)の専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第5号 平成18年度教育関係補正予算について(申出)の専決処分について、の提案理由を御説明申し上げます。

平成18年度西東京市一般会計予算のうち、教育関係予算に関しまして補正予算を行う必要があり、平成19年3月定例会市議会に上程を行う必要が生じました。市議会の日程上から、緊急を要し、教育委員会を招集するいとまがないため、教育委員会事務委任規則第6条の規定により、平成19年2月20日に専決処分を行いましたので、御報告し、御承認いただくようお願いするものでございます。詳細につきましては、事務局の方から説明させていただきます。

村野学校教育部長 それでは、議案第5号、平成18年度教育関係補正予算につきまして、教育長に補足して御説明をいたします。

恐れ入ります、次ページの専決処分書をお願いいたします。一般会計の補正予算の総額につきましては、こちらには記載はないんですが、歳入歳出それぞれ12億8,046万8,000円を追加しまして、603億8,214万円という規模とするものです。そのうち教育関係予算における歳出では、2億3,267万4,000円となっております。

まず、歳入でございますが、14款の国庫支出金7,012万9,000円の内訳でございますが、柳沢小学校及び保谷中学校のアスベスト除去工事に関連いたしまして、追加補助があったものを計上いたします。他の青嵐中の建替事業及び四中の耐震補強事業につきましては、ともに工事費の契約実績に伴う補助額の減額であります。

次に、15款の都支出金の減額につきましては、小中学校とも防犯カメラ設置工事にかかる都の補助金が、工事費の契約実績に伴い減額するものでございます。

次に、20款の諸収入でございますが、上段が3・2・6号線事業に伴う保谷中学校校地の物件移転補償費が確定したことによる減額、下段につきましては、3・4・11号線事業に伴う明保中学校校地の物件移転補償金のうち、今年度分として8割相当分を計上するものであります。次に、歳出について御説明いたします。

1項教育総務費から6項の保健体育費までの共通項目として記載のあります職員人件費につきましては、東京都の人事委員会勧告に基づく給与改定として、それぞれ減額するものであります。また、他の事業につきましては、すべてが減額補正でありまして、それぞれ事業実施に伴う契約差額、あるいは対象者の減少等により減額措置を講じるものであります。以上、雑ぱくですが、補足説明といたします。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第5号 平成18年度教育関係補正予算について（申出）の専決処分について、は原案のとおり承認されました。

竹尾委員長 日程第3 議案第6号 平成19年度教育関係当初予算について（申出）の専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第6号 平成19年度教育関係当初予算について（申出）の専決処分について、の提案理由を御説明申し上げます。

平成19年度西東京市一般会計予算のうち、教育関係予算に関しまして、平成19年3月定例市議会に上程を行う必要が生じました。市議会の日程上から、緊急を要し、教育委員会を招集するいとまがないため、教育委員会事務委任規則第6条の規定により、平成19年2月21日に専決処分を行いましたので、御報告し、御承認いただくようお願いするものでございます。詳細につきましては、事務局の方から説明させていただきます。

村野学校教育部長 議案第6号、平成19年度教育関係当初予算について、教育長に補足して御説明いたします。

恐れ入りますが、次ページの専決処分書をお願いいたします。まず、一般会計予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ585億3,800万円で、対前年度比1.2%、7億1,800万円の増となります。10款の教育費全体では63億5,114万1,000円で、一般会計の構成比率では10.8%となっております。対前年度比較では24.9%、額にいたしまして21億793万円の減であります。これは主に青嵐中学校建替工事がおおむね終了したことによる減額が主な要因であります。まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

12款分担金及び負担金につきましては、来年度より都水道局の事業といたしまして、学校の飲料水について、現在の屋上タンクからの給水を、直結の水道管に布設がえする事業であり、その経費の一部を都が負担するものであり、中原小学校を予定しております。

13款の使用料及び手数料につきましては、体育館等使用料、菅平少年自然の家使用料等を計上しておりますが、ほぼ前年度並みとなっております。

21款の市債につきましては、谷戸小学校、向台小学校の体育館大規模改造事業及び四中体育館の耐震補強工事に係る市債を計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてであります。新規事業として、1項の教育総務費から次ページの3項中学校費まで、共通事項といたしまして、19年度からスタートいたします特別支援教育関係経費を、合計で2,386万7,000円計上いたしました。同じく新規事業として、小学1年生学習支援制度を創設し、約1,000万円計上いたしました。これはいわゆる小1プロブレム、これは、集団生活にふなれな新1年生の学習及び生活をサポートするため、1学級35人以上の学級に教員経験を有するなど、一定の資格を有したスタッフを配置するものであります。ただし、35人以上すべてのクラスではなく、2学級まではスタッフ1名、3、4学級の場合は2名といたします。こういった措置によりまして、小学校新1年

生が学校生活へより円滑に対応できることを期待するものであります。

次に、1項の教育総務費の適正規模・適正配置検討調査費であります。これは、これまで学校教育部内の庁内プロジェクトにおきまして、一昨年9月から約1年半にわたり検討してまいりましたが、3月には一定のまとめが出ることとなります。これをたたき台といたしまして、市民参加により、合併後の本市における適正規模・適正配置のあり方を御審議いただくための経費を計上するものであります。

次に、情報教育推進事業費でございますが、本市はいち早く学校のIT化に取り組んでまいりました。本年度をもちまして、すべての小中学校において校内LANの整備、パソコン教室の1人1台体制及び普通教室への配置が完了することになります。

次ページをお願いいたします。2項の小学校費のうち、中段の障害児童等介助事業費は、マニフェスト項目でありまして、本年度に続き同レベルでの事業費を計上いたします。同じくその2行下の小学校給食事業費でございますが、市内小学校19校中、12校目の民間委託を予定しております。これは給食調理の民間委託です。また、歳入で申し上げましたが、谷戸小学校及び向台小学校の体育館の老朽化に伴い、2校の改修工事を計上いたしました。小学校費の最下段、上向台小学校校舎増築事業費は、マンション建設に伴う児童数の急増に対応するため、19年度において増築工事の設計委託料を計上し、20年度において増築工事を実施する予定としております。

次に、3項の中学校費でございますが、中段の中学校給食事業費では、本年末には中学校給食のあり方につきまして、給食運営審議会からの答申をいただける予定となっております。また、ハード面といたしまして、青嵐中学校の建替工事は本年度をもって建設工事が終了いたします。心配されておりました室内空気環境測定、いわゆるシックスクールは、2回の測定では基準値を大幅に下回っておりました。今後、備品の搬入後、3回目の測定を予定しているところであります。19年度は旧校舎、仮設校舎、そして仮設体育館の解体工事及び外構工事、グラウンド整備が秋口には終了予定となっております。また、保谷中学校の体育館等建替事業は、本年度に引き続き2年目の工事費を計上いたしました。保谷中学校の工事費の財源はすべて用地売却費及び物件移転補償費で賄うものであります。最後に、三中の体育館耐震補強工事を計上いたしましたが、これによりまして市内小中学校の校舎、体育館の耐震補強工事はすべて完了することになり、児童・生徒の安全性だけでなく、一時避難所としての安全性も確保されるものと考えております。以上、学校教育部関係の補足説明とさせていただきます。

名古屋生涯学習部長 それでは、引き続きまして、社会教育費及び保健体育費につきまして御説明申し上げます。

社会教育費の予算額は10億4,736万1,000円で、前年度比2.8%の減となっております。また、保健体育費の予算額につきましては5億9,742万1,000円で、前年度比3.8%の増となっております。19年度の予算編成に当たりましては、全庁的な事務事業の総点検の取り組みといたしまして、行政評価の結果を踏まえて予算計上を図ったものでございます。また、今年度につきましては、特にスポーツ施設につきましては、平成20年度からの指定管理者制度の本格的な導入に向けまして、今後、計画的な施設の改修を行っていく必

要があるため、本年度につきましては、特にその中でも緊急性を要する経費を計上した内容となっております。

それでは、主な予算の計上内容につきまして、御説明申し上げます。

社会教育関係費では、地域生涯学習事業につきましては、その実施内容、また方法の見直しを図りながら、新たに実施する学校を3校ふやす予定で、その所要の経費を計上いたしているところでございます。文化財保護関係では、水道事業の東京都移管に伴いまして、その協議の中で芝久保浄水所内に現在設置しております文化財資料の保管となっておりますコンテナを移設する必要が生じたので、それを西原総合教育施設内に移設する経費として141万円ほどを計上しているところでございます。公民館、図書館関係におきましては、職員の定数減に伴いまして、それぞれ専門嘱託員を配置するための経費を計上しているところでございます。スポーツ振興関係につきましては、南町スポーツ・文化交流センターが開設1年を経過したことに伴いまして、各設置してございます機器類のメーカー保証が終了することに伴いまして、新たに機器の保守点検委託料を計上しているところでございます。また、先ほども申し上げましたとおり、各スポーツ施設等の改修につきましては、まず市民運動場駐車場の出入り口拡幅工事、東町テニスコートの改修工事、スポーツセンターでは出入り口ドア等交換工事及びプールのろ過ポンプの交換工事等の改修工事の所要経費を計上しているところでございます。以上、簡単ではございますけれども、御説明とさせていただきます。村野学校教育部長 申しわけございません。補足説明中、誤った説明がございましたので、御訂正をお願いしたいと思っておりますが、まず、歳入の21款の市債のところ、私、「四中の体育館」と申し上げましたが、「三中の体育館」に改めさせていただきたいと思っております。もう1点が、次は、小学校の給食事業費のところ、19校中「12校目」と申し上げましたが、「11校目」の誤りでございます。

もう1点、申しわけありません。中学校給食費のところ、審議会の答申の時期を「本年度末」と申し上げましたが、本年の夏、19年の夏に答申をいただけるということで、3点、御訂正をお願いしたいと思います。

名古屋生涯学習部長 私もちょうと訂正で、大変申しわけございません。先ほどの補足説明の中で、社会教育費の総額、「10億4,736万6,000円」に御訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

宮田委員 先ほどの小学校になれさせるために補助要員を給すると言ったんですが、1人1クラスならわかるんですが、2クラスに1人といった場合、具体的にどういうふうにやろうとお考えなんですか。

中村統括指導主事 ささまざまなパターンがあるかと思いますが、まず、1年生の場合は、初めのころは合同で行う学習、または行事等がございます。そのときは両方の、例えば片方のクラスだけの配置でしたら両方のクラスを見るという形になるかと思っております。それからもう一つは、例えば一方の学級に配置があつて、一方の学級に配置がないというパターンかと思っておりますけれども、これはいわゆる一番のねらいは、生活と学習の適用ですので、例えば図工の学習や、理科の学習、実験等にかかわって、特に子どもに目をやらなければならないシー



ンの場合はそちらの方に持っていくという形で、学年に配置する。それを柔軟に対応して使っていたきたいというふうなねらいで設置しております。

宮田委員 1学級1人ずつの場合もあるわけですね、先ほどの御説明だと。ある人数によっては2学級で1人とおっしゃったように聞こえたんですが。

中村統括指導主事 まず、1学年単学級の場合、35人以上の場合は1名配置になります。それから、学年の中で35人以上を超える学級が2学級あった場合は1名、学年の中に35人以上の学級が3学級あった場合は2名、4学級あった場合は同じく2名という配置基準でございます。

宮田委員 うまくどうやってやるのかなというイメージがよくわからないものですから、是非うまくやっていただきたいということです。

竹尾委員長 大事な当初予算でございますので、慎重に審議をしたいと思います。

ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第6号 平成19年度教育関係当初予算について（申出）の専決処分について、は原案のとおり承認されました。

竹尾委員長 日程第4 議案第7号 西東京市教育委員会職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第7号 西東京市教育委員会職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正について、の提案理由を御説明申し上げます。

西東京市では、少子・高齢社会の到来に伴いまして、今後予想される労働力供給の制約という外部環境等の変化を踏まえまして、より効率的な行政運営と市民サービスの向上に努めていくことを目的として、平成14年度から再任用制度の導入をいたしました。教育委員会におきましては、再任用制度を活用して、来年度から学校用務員、学校給食調理員及び公民館職員を再任用職員として任用する予定でございます。このため、あらかじめ勤務時間、休憩時間等に関する規程を改定することから提案するものでございます。詳細につきましては、事務局より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

二谷教育庶務課長 それでは、教育に補足をして説明をさせていただきます。

恐れ入ります、勤務時間等、規程の一部改正に係る新旧の対照表を御覧いただければと思います。

それでは、始めさせていただきます。ただいま教育長から説明がございましたように、教育委員会として、再任用制度を活用した職員、来年度から3名でございます。この3名が再任用ということで、勤務時間の規定を新たにすることがございます。それが別表に書いてある下段のところでございます。

再任用につきましては、左側に書いてございますように、再任用短時間勤務職員というところに規定をされております。これはなぜ短時間かと申しますと、私どもの正規の勤務時間

は40時間ですけれども、今回対象となっています再任用職員につきましては30時間、それからもう1名は32時間ということで、勤務時間が短くなってございます。その関係で再任用短時間勤務職員というふうに定義して、そのところで規定しているものでございます。

まず、下段の方で、学校に勤務する給食調理員につきましては、月曜から金曜までということで、8時15分から3時までということで、休憩時間、休息时间、それから週休日、いわゆる休みの日が規定してございます。1日6時間で週5日ということで、合計30時間ということでございます。

公民館に勤める用務員につきましては、月曜日から木曜日まで、午前8時30分から5時15分までということで、1日8時間、週4日ということで、週32時間でございます。したがって、30時間と32時間ということで勤務しているものでございます。

なお、大変申しわけございません。こちらに書いてございます「公民館に勤務する用務員」とございますが、これは事務職の間違いでございますので、申しわけございません、訂正をさせていただきたいと思っております。大変失礼いたしました。それで、議案の方は用務員というふうに規定してございませんので、議案の方については大丈夫でございます。失礼いたしました。

それから、上段に書いてございます「学校に勤務する用務員」という欄がございますけれども、こちらにつきましては、再任用といたしましては19年度からでございますが、実は16年度のときに再任用の予定で規定を整備したところでございますが、直前になりまして本人が辞退をしたということで、用務員につきましては既に規定されているということで、今回新たに御提案するものではございません。今回につきましては、学校に勤務する給食調理員、それから公民館に勤務する職員、この2件でございます。私の方からは以上でございます。

竹尾委員長 ほかに補足はございませんね。

説明が終わりました。質疑を受けます。

大後委員 給食調理員の方ですが、この方たちは定年まで給食調理員を務めていらした方が再任用されるということですか。

二谷教育庶務課長 基本的には、従前従事していた職をそのまま継続するというところでございます。

大後委員 民間委託との関係はどんなふうになっているのでしょうか。

二谷教育庶務課長 御指摘の点がございます。確かに教育委員会といたしましては民間委託を促進しているということがございます。一方で、これはいわゆる公的年金の関係で、年金が年々支給が少しずつおくられているという制度、人事上の政策がございまして、このあたりの関係で再任用制度というのを導入しているということでございます。一方で、民間委託を促進しているという点はございますけれども、もう一方でこういう制度もあるということで、私ども教育委員会といたしましては、企画、総務、それから教育委員会と、このあたりについて、今後、十分検討していこうというふうに考えているところです。ただ、教育委員会といたしましては、給食調理の民間委託を促進していこうというスタンスには変更ございません。以上でございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

宮田委員 サービスに関してなんですが、働く人が少なくなるという、時間が少なくなるということは、子どもさんたちとか、ないしは公民館に来る市民の方々へのサービスというのはどうなるかということが第1点と、それから、それに対しての報酬というのは、別に額を言わなくてもいいんですが、全体を1としたときに勤務時間の割合で減るのか、それともそれとはもっと別の俸給になってもっとたくさん減るのか、その辺はいかがなんでしょうか。2点についてお伺いしたいんですが。

二谷教育庶務課長 サービスという点では、御指摘のとおり、勤務時間が短くなりますので、そのあたりは懸念するところですが、私どもとしては、極力、そのあたり、市民サービスを低下させないようにということで努めていきたいということで、そのあたりにつきましては十分配慮していきたいということでございます。それから、報酬ということですが、これはそれぞれ勤務時間に応じまして、それぞれ月額で報酬は定めているものでございます。以上でございます。

宮田委員 例えば4分の3ですか、30時間の場合。

二谷教育庶務課長 恐らく、年金との実には関係があるものですから、何とも申し上げにくいんですが、4分の3ということではなくて、もっと少ないと思います。

宮田委員 普通はそうですね、一般論から言いますと、4分の3じゃおかしいなと思ったので、質問したんですが。それから、少なく働いているにもかかわらず、サービスの低下を起こさせないようにとおっしゃったんだけど、どうやってやるんでしょうかという質問ですが。要するに、オープンの時間は短くなるような気がするんですが。

二谷教育庶務課長 具体的に、では、こういうふうにというようなことはなかなかちょっと申し上げにくいんですが、それぞれ中にいる職員、それから職場を挙げて対応していくということで、努力していくということで、私どもとしては対応していきたいということでございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第7号 西東京市教育委員会職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第5 議案第8号 平成19年度西東京市教育委員会の教育目標について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第8号 平成19年度西東京市教育委員会の教育目標について、提案理由を申し上げます。

教育目標、教育方針等につきましては毎年度改定をしているところでございます。19年度の教育目標等について御決定をいただきたく、御審議をお願いするものでございます。

まず、本年度の改正の趣旨は3点でございます。1点目といたしまして、本年度も18年

度の目標の達成に向けて全力で取り組み、成果を挙げてまいりました。さらに19年度は事業の内容によりまして充実、拡大等に取り組まなければなりません。2点目といたしましては、教育基本法や学校教育法施行規則の改正が行われました。また、今後、学習指導要領等の改定が行われるという情報もございます。そして、東京都と本市との整合性を図ることなど、総合的に判断しながら、本市の教育目標や重要施策を慎重に見直す必要がございます。3点目でございますが、その他、教育行政を取り巻く社会情勢の変化に対応していくこともございます。以上3点が改正の趣旨でございます。

それでは、新旧対照表に基づきまして、具体的に御説明を申し上げます。横長のものを御覧くださいませ。よろしゅうございますか。ページに沿っていきます。

それでは、1ページでございますが、1ページ、今回は変更ございません。

2ページ目、表題についてでございますが、四角囲みになっている部分を基本方針とし、その下に記された内容を主要施策ととらえ、表題の表記は基本方針に基づく平成19年度の主要施策といたしました。

2ページ目、基本方針1についてでございますが、枠の中ですが、東京都と整合性を図るため、そして基本方針をより具体的に説明するために記述を加えました。(3)では、健全育成の視点から、非行防止、犯罪から身を守ること、規範意識や自立心の育成に視点を置いた指導を充実させることが必要と考え、記述を加えたものでございます。また、3ページの上段、(4)におきましては、児童・生徒の多様な課題の中に、暴力行為を加えるとともに、学校が常に迅速、適切に諸課題を解決するよう、ここに危機管理体制の必要性を記したものでございます。

続いて、3ページの目の改正点でございますが、基本方針2の枠の中ですが、東京都と整合性を図るため、そして基本方針をより具体的に説明するために記述を加えました。(2)では、表記として、少人数指導を今日使用されている「少人数学習集団による授業」と改めました。(4)では、現在、各学校では図書室などを含め、読書環境が充実しているところですが、今後はその質を高めるとともに、保護者、地域との協力を大切にしながら、子どもの読書意欲を向上させる必要があり、加除訂正したものでございます。

(7)は、4ページにまたがっておりますが、まず、「心身障害教育」の表記を法の改正に伴い「特別支援」と改めました。また、本市におきまして、来年度はこの特別支援教育の充実のために、教育相談の充実、関連機関との連携、地域社会による支援の3点から、具体的な施策を展開してまいります。この3点から体制を整備するための視点といたしまして文言を挿入いたしました。(8)では、帰国及び外国人児童・生徒への対応の視点を明らかにし、子どもたち一人ひとりのニーズに応じた指導をさらに充実させるため、文言を挿入いたしました。(9)は、新しく位置づけたものでございますが、児童・生徒の生活習慣づくり、健康・体力づくりは、生涯学習の視点からも重要なことでございます。また、食育基本法では、これからの食に関する指導の重要性がうたわれております。本市におきましても、研究指定校等を設置し、この食育のあり方について検討していくことが必要と考え、新たに主要施策として位置づけました。

基本方針3の枠の中でございますが、東京都と整合性を図るため、そして基本方針をより

具体的に説明するために記述を加えました。(2)では、生涯学習情報システムを構築する段階から、今後はそれを充実、発展させる視点から一部文言を削除いたしました。

5ページに入りますが、(6)では、「自然と歴史の中で培われてきた」という文言を加え、文化財の意義を明記するとともに、これらを保護するのみでなく、さらに継承させることが重要と考え、文言を加えました。(7)では、体育協会やスポーツ団体との連携をさらに深め、スポーツの振興を図るため、文言を追加いたしました。

基本方針4の枠の中でございますが、東京都と整合性を図るため、文言を追加いたしました。(1)では、これまで全校で学校運営連絡協議会の取り組みを行ってまいりましたが、開かれた学校づくりをさらに推進することが必要と考え、「充実」の文言を加えました。なお、全体的に文言の整理も行いました。(3)では、これまで新たに制度化された主幹の配置による組織づくりの必要性を明記してまいりましたが、今後は校長、副校長、主幹のラインや組織としての課題対応力の向上を目指すことをねらいとし、「副校長」の文言を加え、全体を整理いたしました。(4)では、国・都の研修体系が整い、これらの研修に加え、若手の先生方に対する市独自の新たな研修の位置づけを考えておりますので、文言を加えました。(6)では、来年度、4月に行われる文部科学省の調査を加え、昨年度、この会で方針を出しましたが、その調査の結果を「公表」から「公開」に改めました。(7)では、児童・生徒の安全を確保するための具体策として、安全指導の位置づけの明確や危機管理マニュアルの作成、学校安全連絡協議会の立ち上げ、実施に18年度より取り組んでおりますので、文言を加えました。

最後の6ページに入ります。(8)は、学校施設に関することで、児童・生徒数の増減による小中学校の適正規模・適正配置に関する検討を現在精力的に行っております。このことは、今後も継続して行い、適切な対応をとってまいりますので、文言を加えております。改正内容につきましては、雑駁ではございますが、以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

竹尾委員長 補足説明はございますか。 わかりました。

説明が終わりました。質疑を受けます。

大後委員 毎年のことですが、都との整合性を図った上での市独自の主要施策ということで、すごく大変だったと思いますが、いろいろ検討していただいて、よりしっかりしたものになったと思うんですが、基本方針の3のところの最後の(9)のところ、先ほども御説明ありましたけれども、食育のことを入れたのがとてもよかったと思います。

それと、もう一つなんですが、都の方では中学校の部活のことも上がっているんですが、今回私たちの次の議題の中にも、学校の管理運営に関する規則というところにも部活のことが入ってきますが、部活のことは今回はあえて入れない方向でいく方がいいんでしょうか。

大町指導課長 東京都は18年の7月の時点で管理運営規則を既に変えておまして、今日、この後、議題になっておりますけれども、本市はその管理運営規則の改定をもってまた次年度について入れようと考えております。

大後委員 都はその前にもう主要施策に部活が入っていますよね、その管理運営の前に。私たちは後で、今ちょっと部活動が文部科学省の方でも問題に上がっていますから、今年、私

たちも入れたいなという気持ちはあったんですけども、来年度、大幅にまた考え直そうということでしたので、今回は見送ることになるのかなと思いますが、本当は入れてほしかったかなと思います。

竹尾委員長 ただいまの御意見でございますが、何かございますか。 特にありませんか。ほかに質疑はございませんか。

角田委員 細かいことですが、全体的にこの基本方針、本当に丁寧で、とてもわかりやすいということが言えます。そして、そこで、基本方針の1に「多様な人々が共に暮らす西東京市」、わざわざ多様な人々と入れたのは何か意味があるんでしょうか。これが1点。もう1点なんですが、先ほど御説明ありました基本方針2の(2)、少人数学習集団による授業、昨年度は「少人数授業」だったのが「学習集団」とわざわざ入れた意味を、ちょっとこの2点についてお聞きします。

中村統括指導主事 1点目の「多様な」という文言でございますが、このねらいといたしましては、東京都の方の記述と合わせていくということが一つのねらいでございました。それから、やはりここの項目では人権の項目が多く位置しておるところでございますので、いろいろな方々がという意味で「多様な」という言葉を使わせていただいております。

それから、少人数指導ということでございますが、これは実は最近、少人数、少ない人数で指導が行われているのが少人数であるという概念からしますと、子どもが行っておりますのは、ある一定の学級を幾つかの集団に分けて指導を行うと、加配教員を含めて指導を行うということで、この「集団」という言葉をあえて強調して使わせていただいた経過がございます。以上です。

角田委員 一般的に集団というと、3人以上になると集団と言いますよね。それとの関係でちょっと気になったものですから。ですから、ということは、西東京市の集団というのは大体どれぐらいの人数を集団と考えていらっしゃるのか、お聞きしたい。

中村統括指導主事 ここの少人数の項目のところでは一番お伝えしたかったのは、さらに進めて習熟度別という指導方法がございます。子どもの力によって、または進度によって学習集団を編制しようということですので、例えばその学習内容や方法について、あるときは3対15になるのかもしれないし、あるときは仮に15対15になるかもしれないというところで、どの基準の数字で集団ということは切れないんですけども、そういった意味で使わせていただければと思います。

角田委員 わかりました。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。

大後委員 先ほどちょっともう申し上げてしまったんですが、来年度は是非部活のことを入れていただきたいなと思います。それと、去年も申し上げたんですが、適正な男女平等教育のことも是非項を改めて入れていただけたらと思います。

竹尾委員長 御意見ですが、指導主事さんの方で何か御意見ありますか。

宮田委員 私はむしろ大後委員に質問なんですけど、適正な男女平等教育というのはどういうイメージなんでしょうか。

大後委員 あえて「適正な」と表現したのは、今、東京都が進めている男女平等教育が行き過ぎだというふうな議論がありますので、先ほど……

宮田委員 例えばどういうことが行き過ぎなのか。

大後委員 いわゆるジェンダー論ですけれども、例えばもともとの男女の差はないというようなところから出発して、必要以上に男女平等を進めているというので、いろいろ問題が起こっているんです。

宮田委員 ちょっとよく、もうちょっと、すみません。

竹尾委員長 非常に重要な発言なんです。

大後委員 それをお話しし出すと大変なんですけど……

宮田委員 でも、1ケースだけで結構ですから。

大後委員 一例、いわゆる批判に上がっているものの一つは、行き過ぎた性教育だとか、いわゆる男女の差はないんだというようなところから出発していますので、かなり刺激的な内容の性教育が行われていたりとか、学校によっては小学校の高学年でも同じ教室で着がえをさせるとか、それからあとは、具体的に今すぐ上がってこないんですが、ちょっとある識者の何人かの方が特に今強調なさっていて、それが世間でも行き過ぎだというふうに言われていますし、東京都の教育委員会が進めてきた中ではかなりそのジェンダー論というのが大きく位置を占めていて、そこまでする必要はないという、男と女はもともとは違うんだと、違う特性をうまく生かした教育が必要なんだというような意見が今強くなってきていて、ですから、「適正」という言葉が今東京都の方でも、ここの主要施策の中にも上がっていますが、それであえて「適正」という言葉を言ったんですが。

竹尾委員長 私は12年前に東京都で生活文化局長をしております、徹底的な男女平等の推進施策をやっていた人間でございますので、今の適正なということは非常に、先生から御質問が出ましたが、私は聞いた瞬間に質問したいと思ったんですが、今、そういうふうになっているんですか。ジェンダー論は当時からずっとありまして、私は勉強家じゃないものですから詳しいことはわかりませんが、今の世の中がそういう方向にいと、ブレーキをかけて軌道修正を図っているということでございますか。

大後委員 私は、具体的に申し上げますと、都の基本方針の、これは18年度ですけれども、(12)のところにも載っているんですが、今、東京都男女平等参画基本条例ができて、それに基づいていろいろな施策が進められていますけれども、その中でちょっと周りから行き過ぎているということが、先ほどちょっと一、二挙げましたけれども、教育現場でもかなりそれが行き過ぎているんじゃないかということで、大分また周りからいろいろな批判が今ありまして、東京都の方が少しトーンを下げているという、そういう感じなんですけど、ここの東京都の方もあえて「適正な」という言葉を入れているんだと思うんです。男女平等教育が進み過ぎると、先ほど申し上げたような、高学年でも同じ部屋で着がえをすとか、かなり刺激的な性教育を男女一緒の前ですとか、いろいろそういうところにあらわれているようなんですが……。

竹尾委員長 そういうことを男女平等が進み過ぎるといいますか。ちょっと私は理解に苦しむけれども。

大後委員 要するにそのジェンダー論が、もう男女は生物的には違うけれども、その後の社会的な性差というものが非常に問題だというふうに言っているもので、男女の個性とか特性というものは大事にしくちゃいけない、だけれども、そこで差別してはいけないという、その辺がとても難しいと思うんですけども、私が申し上げたのは、東京都の方ではかなり行き過ぎているというので今ちょっと方向、軌道修正のようですけども、西東京市においては、いろいろな学校に伺ってみますと、行き過ぎているということはあまり見かけないんですが、どちらかという必要以上の男女の区別がやっぱりまだあるなと私などはいつも思うものですから、適正な男女平等教育を推進するということを是非検討してほしいなという、そういう思いです。

宮田委員 今のことでまた質問なんですけど、よく事情がわからないので、申しわけないんですが、西東京市では必要以上に男女、不平等だ、平等ではないとおっしゃったわけですね。だから、西東京市はジェンダーがあるんだと、そういういろんな意味で。例えばそれはどういう意味か。どうもすみません。

大後委員 私、もっと勉強して用意してくればよかったんですけども……

宮田委員 いやいや、勉強は、私、全然していなかった。申しわけないんですが、質問だけで。

大後委員 例えばもう簡単なことだと、名前を呼ぶときも、男子には何々君と言って、女子には何々ちゃんと言う。それも別に、ですから、それをどうとらえるかはまた違ってくるんですけども、例えばそういうこととか、何かおうちの人にお手紙を書きましょうと言って先生が紙を用意して配りますけれども、男子には水色の紙を配る、女子にはピンクの紙を配るとか、それから挙げていけば切りがないんですけども、それから、その反対になるのが西東京市で一部では行われていますけれども、男女混合名簿、名簿も全部男女一緒に名前の順ですというようなのがあったり、運動会の駆けっこというのも男女一緒に走っていたり、それから騎馬戦も女子がしたりとか、ですから、西東京の現状は必要以上なことは割と少ないとは思うんですけども、そこであえて男の子、女の子と区別しなくてもいいんじゃないかと思うことが私は結構感じましたけれども。

竹尾委員長 おくれているという意味ですね、そうすると。男女平等が行き過ぎ……

大後委員 ある意味ではそうなんですけど、東京都の今までの流れに乗ると、それがまた今度は反対に行き過ぎちゃう。

竹尾委員長 東京都の流れはそういう流れなんですか。

大後委員 女の子をちゃんと呼んで、男の子を君と呼ぶのは、それで普通だという考えはまだまだ一般に多いと思いますが、教育の現場ですから、よくそこを、私が申し上げたかったのは、どれがいい悪いということ以前に、どうして男の子は何々君と呼んで、女の子はちゃんと呼ぶんだらうという、その辺から教育者としたら意識してみんなで考える機会があったらいいかなと思って……

竹尾委員長 指導課さん、何かありますか。意見はありますか。

大町指導課長 意見というわけではありませんけれども、私どもが都の方針を受けて校長会等で管理職に指示しておりますのは、例えば今の君とさんの問題ですけども、東京都の見



解は、全員一律にさんをつける、一時期、すべての子どもを男女区別しないでさんづけをするという風潮があったんですけれども、東京都としては、そういったものを奨励しているということは一切ないと。ただ、各学校で校長が保護者や地域の方々に学校の方針としてきちんとお伝えできるような、その体制を整えることというふうにして各学校には指示しております。

宮田委員 君とさんと分けて呼んではいけない。

大町指導課長 君とさんを分けて呼んではいけないということではなくて、一時期、すべての子どもたちをさんづけで呼ぶという風潮、男女行き過ぎたジェンダーフリーというんですか、風潮があって、君やさんで男女を分けてはいけないというような風潮があったんですけれども、その形はどうもおかしいんじゃないかと、それを東京都が推進していたという誤解があって、東京都はそういうことを推進していたわけではないと。各校長の考えのもとに、きちんとした説明のもとで、全員をさんで呼ぶなり、きちんと君、さんと呼び分けるなりしてほしいと、そういう東京都からの伝達を校長会で伝えた記憶があります。

宮田委員 ちょっと違う観点ですが、別のところに伝統と文化を大事にと。ある意味では、男と女というのは昔から、伝統と文化でさんと君とか呼んできたんだと思うんですが、じゃあ、そこは伝統と文化は尊ばずに全部同じにという、あちこちで矛盾を来すような気もするんですけれどもね。そういうことを一々決める必要があるんですか。

竹尾委員長 大後委員さんはどちらで、最初お話しになっていたことと後の方で説明したことと多分違う……。私はどう理解していいかちょっとわからなくなってしまったんですが、どういうふうな基本的な御意見なんですか。

大後委員 基本的には最初に申し上げた適正な男女平等教育というのが基本なんですけれども、何が適正かということを議論したりする、そういう機会も是非つくってほしい。ただ考えもなく文化、伝統にのっかってというのも大事ですけども、教育者として、やはりきちんとした考えを持って子どもに臨んでほしいなと思っています。

竹尾委員長 ジェンダーフリーでいこう、そうですね、私が生文局長をしていたころは、婦人部なんというのは名前がおかしいんじゃないかと私は冷やかしたんだけれども、その人たちは勇ましかったです。勇ましい女性の評論家さんたちを大勢集めて、1人だけその中に入れられて、名前を言うといろいろ、当時、10年以上前の偉い女性陣にいろいろ散々言われた。何でおれがこんなことを言われなきゃいけないかと思って、1人で追求された記憶がございますがね。私は基本的に男女平等論者のつもりでいたんですが、それとフェミニストでありたいというのがずっと生涯の希望なんです……。

角田委員 今、討論しているんですか。

竹尾委員長 討論でいいです。

大後委員 ちょっと今思いついたんですが、都の関係の建物ではお手洗いの表示が男は青で女が赤というのがいけないというので、両方黒にしたり青にしたりという時期があって、今も多分そういう建物があると思うんです。実際入る人が戸惑って、男の人が女の人のの方に入ってしまったとか、そういう実際問題はいろいろ出ているらしいですが、そういうのが行われていた時期がたくさんあったようです。今は……

竹尾委員長 それはまずいですよというお立場でお話しになっているわけですか。

大後委員 そうじゃない、どちらがいい悪いじゃなくて、やはりそういうこともみんなの考える中に入れてほしいなと思ったんです。

竹尾委員長 今の教育目標の中でそれを明確に……

大後委員 「適正な」という言葉を入れてと思ったんです。

竹尾委員長 指導課さん、何か御意見ございますか。適正なというのをどういうふうに解釈するかという問題があるかと思いますがね。

大後委員 さっき私が基本方針の2の(12)、東京都ですけども、ちょっと読みますと、「東京都男女平等参画基本条例に基づき、男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される男女両性の本質的平等の理念を児童・生徒に理解させ、その具現化を図るため、適正な男女平等教育を推進する」というふうに書かれているので、これを西東京市の主要施策の中に入れてみてはどうでしょうという、そういう意見です。

竹尾委員長 わかりました。それにつきまして指導課さんの方で何か御意見ございますか、別に反論とかそういうことではなくて結構ですがね。

宮田委員 何で入れなかったのかという質問ですよ。

大後委員 何で入れなかったかは去年聞いたんです。

宮田委員 もう御存じなんですね。

大後委員 そうしたら、去年のお答えは、最初の人権尊重の理念という基本方針の1の中に「女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々」と、こういろいろ掲げられている中に「女性」と書いて入っているの、この男女平等問題もこの中に含めますとおっしゃっていたので、今年もそれでいっているんですけども、来年度はこれを入れてみてはどうでしょうという、そういう提案です。

竹尾委員長 指導課さんとしてはどうですか、御意見として承るといことしかないかなと思います。それでよろしゅうございますか。そういうことで、だから、大後委員の御意見としてこれをいただくという……

大後委員 そのときは同時に食育のことも申し上げたので、今年は食育のことがちゃんと入っていて、それでよかったと、そういうことです。

角田委員 討論であれば、私は1番のこの説明でいいと納得しておりますので、大後委員の意見には反対です。

竹尾委員長 よろしゅうございますか。ほかに御意見ございますか。

宮崎教育長 また、クラブのこともそうでございますが、来年度、検討するときに大後委員の御意見、また角田委員の御意見を尊重いたしまして、考えていきたいと思っております。

竹尾委員長 それでは、質疑及び討論をこれで終結したいと思います。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第8号 平成19年度西東京市教育委員会の教育目標について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 次に、日程第6 議案第9号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第9号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、提案理由を申し上げます。

1点目は、西東京市立学校において二学期制を導入するため、2点目は、部活動を校務として位置づけるためでございます。西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する必要があることから、本議案を提案するものでございます。詳細につきましては、事務局より説明いたさせます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

中村統括指導主事 私の方からは、この管理運営規則の学期と休業日の点につきまして御説明申し上げます。

西東京市立学校では、これまでこの規則によりまして三学期制、いわゆる一学期、二学期、三学期というような学期制を踏んでまいりました。しかしながら、プラン21、それから昨年度などは二学期制、または休業日の検討委員会等を立ち上げて、この二学期制への取り組みをどうするかということに検討を加えてまいりました。そして、御案内のように、18年度は研究指定校を設置いたしまして、田無第四中学校と、それから柳沢小学校でございますが、二学期制の検討をしていただいております。

そして、今後、この3月にかけて教育課程の受理事務が行われます。その際に正式な形でこの先行実施する田無第四中学校、柳沢小学校が取り組める教育課程を編成できるものとし、ここで新たに、この新旧対照表にございますけれども、「校長の申出により教育委員会が認めたときは、前期および後期の二学期とすることができる」と、いわゆるできる規定をここで提示させていただければというふうに思っております。なお、これはあくまでも全校ではございません。先ほど申し述べました研究指定校2校が対象となるものでございます。

それから、休業日の件でございますけれども、いわゆる秋休みと言ってもいいのかもしれませんが、これも検討を続けてまいりました。また、田無第四中学校、柳沢小学校におきましても、この秋休みのあり方等も検討しております。来年度はカレンダーどおり行う予定ということ聞いておりますけれども、今後、この研究が深まるにつれて、秋休みの日数等の工夫も加えることが必要になってくるであろうということを鑑みまして、ここに年間の授業日数は同じにして、秋休み、休業日を設けることができる、これもできる規定を設置したものでございます。以上でございます。

大町指導課長 私の方からは、部活動について説明いたします。

まず、規則改正の目的でございますけれども、従来、部活動は、学校の教育活動として明確な根拠規定がなく、位置づけについてあいまいなとらえ方がなされてきたため、部活動に対する考え方、活動状況、教員の勤務との関係、週休日の部活動指導などについて、さまざまな課題が指摘されておりました。また、部活動の顧問は、部活動の指導面や管理面を総合的に担当し、公式試合に生徒を引率する役割があったことから、教員が行うこととしてまいりましたけれども、学校の小規模化に伴い、教員数が減少し、部活動の設置数が少なくなるなど、生徒のニーズにこたえ切れない状況が一部にあります。そこで、学校における部活動

の基盤整備をするために必要な規定整備を行ったものでございます。

規則改正の内容といたしましては、まず第19条の3でございますけれども、学校は、生徒の学校生活の充実を目的として、教育活動の一環として部活動を設置、運営するものであるということを規則に決めました。次に2番目として、校長は、所属職員に対して、部活動の指導事務を校務として分掌させることができることといたしました。次に3番目といたしまして、校長は、所属職員以外の者に部活動の指導業務を委嘱することができることといたしました。

この規則を改正することによりまして、部活動に対し、学校の教育活動としての明確な根拠規定を定めるとともに、校務分掌に位置づけることにより、部活動の振興と特色ある学校づくりに向け、学校経営方針に基づく校長のリーダーシップをより一層発揮することができると思います。また、部活動の指導業務を行う者の範囲を拡大いたしましたことによって、生徒のニーズに応じた部活動や少人数の部活動の設置、廃部問題の解決等に道を開くことができると考えております。以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

角田委員 その部活動の3、部活動の担当者が業務を行えない場合に、所属職員以外の者に指導業務を委嘱するということは、命ずることはできないんですか。例えば、担当者がほかの業務でできない。そのかわりに、だれだれさん、お願いしますよということを命ずる。命ずると委嘱とどう違うのか、ちょっとお願いいたします。

大町指導課長 この場合の委嘱と申しますものは、いわゆる職員ではない者。例えば都合の悪い職員が出たときに、校長が自分の職員にこの部活動をやれと命ずることは可能でございますけれども、そうでない、例えば外部の方であるとか、そういった方々には委嘱をもって部活動を担当していただくということになるということでございます。

角田委員 わかりました。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

宮田委員 学期制なんですけど、非常に一般論で言えば、成績とかなんかをチェックされるときが多い方が勉強を一般的にする私は考えています。ですから、三学期制であれば3回成績が来るから頑張るチャンスもあると。ところが、二学期制になると、試験の数も減って、結局、学習到達度が少なくなる可能性があるのではないかと思うんですが、にもかかわらず、そういう方向性を出そうというのは、何か特別な意図というか、ことがあるんでしょうか。それが第1点。

第2点は、季節のいいときに休んでいることがどうなのかなと。先生が休みたいから休むんじゃないかということをお勧められないようにした方がいいんじゃないかという気がするんですね。勉強が一番いいのは秋であると思います。そういうときに学習の機会をなくするような方向性ということが果たしてどういうことなのかな、というふうに疑問を感じるんですが、いかがでしょうか。

中村統括指導主事 1点目の試験が減っていくと勉強するチャンスがどんどん減っていくんじゃないか。これは御指摘のとおりでございます。一つの課題であるかと思えます。ただし、この試行校の場合は、中間テスト、または定期テストだけのテストだけじゃなくて、

日々そのような評価をする場面をふやしていくと、それを積み上げていくと、いわゆる小さな目のテストを多くしていくというようなことも取り組んでおるところであります。決して学力を低下してしまうということはしてはならないもので、基本的には学力を向上させたいというねらいもございます。また、二学期制によって……

宮田委員 だから、根拠が本当に、一般論で二期の方がよるしいというのはどういう根拠……。じゃあ、三学期で毎日やればもっといいんじゃないですかという話になると思うんですが、何か論理的に、今の説明は論理的でないような気がするんですけども、いかがでしょうか。すみません、勝手に途中で発言して。

竹尾委員長 授業日数の説明をしたらどうですか。

中村統括指導主事 もう一つは、授業日数ということも今お話しをしようかと思っていたんですが、その辺の向上と、それから、一つは、この評価をするに当たって、例を申し上げますと、3学期などは仮に60日程度で一つの評定を出さざるを得ない状況になると。そうすると非常に短い学習の中で評価を出さざるを得ない。そうしたところで、大きなスパンで子どもたちの学習の取り組みを評価するという意味でも二学期が、長所ということで取り上げているところが現実なのかなというふうに思っています。

それから、季節のよいところで秋ということで、秋休みをとということでの御指摘でございましたけれども、これは例えば、この間の田無第四中学校ではそのことも指摘があり、絶対にこれはとる方針ではないということは述べておりました。また、柳沢小学校の方も、いわゆるカレンダーどおりという形で進んでまいります。一つの研究の視点として、子どもたちに学期の区切りをつけさせたいということで、1日か2日とってみてはどうだろうという、プロセスの中で検討、課題はあったことは事実でございます。

宮田委員 もし三学期が短いのであるならば均等にするようにするという手もあるんじゃないかと思うんですね。要するに、三学期制は今までの学年歴を全く変えずにいて、そこが不備だから二学期制にするというのは、本当に考えてやろうとしているのかどうか、私にはわからないんですが。それで、休業日なんかをこうやって決めちゃうからそういう硬直になってしまうだろうと。ですから、日数を決めるとか、決めるにしても、それこそフレキシビリティを持たせて。私は評価するチャンスが多い方が子どもたちは勉強するような、人間どうしても一般論で、自発的に勉強する子もいることは認めますが、やっぱり暑いときにたたかれると勉強もするんだろうというふうに、自分のことを思い出しながら思っているんですが、いかがでしょうか。

中村統括指導主事 決して、評定が、テストが少なくなることは事実でも、例えば授業の指導そのものが甘くなるとかいうことはございませんで、先ほど述べましたけれども、評価のチャンス、それからテストのチャンス、そんなところも十分に維持しながらやっていきたい。そして、授業時数、学校行事の充実等も含めて、年間通して、この教育活動を見直すという契機にさせていただければというふうに考えています。

宮田委員 見直すことは大いに賛成なんです。それが二学期制というふうに短絡的にならないであってほしいと思います。その中で選択の一つでもいいかもしれませんが、よく父母等との意見も入れないでやると、とても問題がこういうのは大きくなって、西東京市からい

い子がどんどん逃げちゃうなんということがないようにしていただきたい、というふうに私は思っています。

それで、よく勉強させるというのは三学期制でも同じように是非努力していただきたい。二学期制だったら勉強をよくさせられる、主事のテストをすとかというのは論理矛盾でして、三学期制だったらやらないの、それはないでしょうという逆説的になりますので、もう少し二学期と三学期はどこが本当にいいのかと。二学期制だったらよく教えます、三学期制は今までどおりですというふうにもし皆さんからとられたら、これはえらいことだと。今私はそんなふうにはしか聞こえなかったんですよ、はっきり言いましてね。そういうふうにとられないような理論武装をして二学期制をやるなら、一部研究校でやっても多様性の一つでいいのかもしれませんが、私は三学期制の矛盾がもしあれば、そちらも直すということもあってはよろしいのではないかと思います。

中村統括指導主事 大変答弁が至らなくて申しわけありませんでした。決して三学期制がダメだとかいうスタンスではございませんで、それからあと、地域の方、地域、保護者への説明は、これは必須のものでございまして、この四中も柳沢中もまずそこから、保護者の理解啓発と、そしてメリット・デメリットを明確にした説明と、そういう形でスタートさせるということがこの教育委員会が認めた場合ということに入っておるところでございます。以上です。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

大後委員 部活動のことですが、先ほど委嘱というところで、外部の方を想定してということでしたけれども、これは恒常的にもう外部の方にお願いするようになる可能性もあるんでしょうか。それとあと、その場合は報酬などはどうなるんでしょうか。

大町指導課長 日常行われている部活動の中で、恒常的に外部の者に委嘱という可能性はあります。現に、例えばスキーであるとか、水泳であるとか、実際に顧問がいずに大会等の引率をしなければならぬという場合には、中体連の方で保護者に委嘱するということが認められているという、そういう現実もあります。ただし、安易に委嘱するのではなくて、生徒の管理をしていただくわけですので、この辺はこちらの方できちんとした規定を定めて、だれでもかたでも委嘱するということのないように指導してまいります。また、委嘱した者の報酬につきましては、現在、地域協力者の中で部活動のお手伝いをいただいている方に謝金を出しておりますので、それを充てていく予定でございます。

村野学校教育部長 先ほどの二学期制の問題でございますが、これは御承知のように、西東京市の教育行政の最上位計画であります西東京市の教育計画、いわゆるプラン21、こちらに実は位置づけられてございまして、この教育プラン21というのは平成16年の教育委員会で合意した計画でございます。したがって、教育委員会の事務局で云々ということではなくて、この計画に基づいてそのあり方を模索しているということで、一つには、特色ある学校づくりのために、家庭教育や社会教育との連携を図りながら、柔軟的な教育課程を編成できるように研究するということの、その入り口部分というんでしょうか、そういうことで研究指定校に小中学校それぞれ2校を指定いたしまして、そこで現在研究していると。研究し、それが試行に入る際には、やはりこの規定を整備しておく必要があるということでござ

います。したがって、全校がこちらに向かっていくということではございませんので、試行錯誤しながら西東京市の中で位置づけて取り組んでいくというのが現在の状況ということでございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第9号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 次に、日程第7 協議事項 西東京市教育委員会の組織改正に伴う措置について（勧告）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 西東京市教育委員会の組織改正に伴う措置について（勧告）、について、市長から別紙のような勧告がございました。

西東京市は合併から7年目を迎えました。この間、社会情勢や市民を取り巻く環境は著しく変化していることから、これまで以上に財源や人材を有効に活用し、新たな課題に主導的かつ的確に対応できる体制に再構築する必要が生じてまいりました。このことから、市長部局を中心に組織の見直しを行っているところでございます。そして、このたび、市長から勧告が出されましたので、御協議をするものでございます。

協議の内容といたしましては、現行の学校教育部と生涯学習部の2部6課から、教育部の1部5課に組織改正を行うものでございます。教育委員会といたしましてもこの勧告を踏まえて組織改正を行うもので、2部制から1部制への移行の視点といたしましては、視点1といたしまして、教育委員会の現行の2部制から1部制への移行については、組織内の連携を密にし、より一層風通しのよい組織づくりを目的にするため、学校教育と社会教育を含めた総合調整機能による教育行政の確立を目指します。視点の2点目といたしましては、教育委員会の事務局については、生涯学習を含む企画機能の強化、二つ目として予算執行など学校運営事務における事務局の一元化、三つ目として教育指導と教育相談の充実、強化といった視点から現在の学校教育部を中心とした課の再編を行う。視点の3といたしまして、市民の要求や社会情勢の変化に対応していくためにも、簡素でわかりやすい組織を目指して、最小の経費で最大の行政サービスを提供するために、組織のスリム化を図る。視点の4といたしましては、教育委員会は、独立した機関といえども、市長部局と連動する組織づくりも大切であると受けとめ、勧告を尊重する。以上4点でございます。

なお、事務局組織だけでなく、教育機関の組織改正についても市長から御提案がありますので、御報告いたします。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、事務局の方から説明させていただきます。

村野学校教育部長 それでは、協議事項 西東京市教育委員会の組織改正に伴う措置について（勧告）、について、教育長に補足して御説明をいたします。

本件は、市長が組織改正を行うに当たり、教育委員会においても同様の趣旨で改正される

よう、地方自治法第180条の4第1項の、組織等に関する長の総合調整権の規定に基づき、西東京市長より組織改正に関する勧告が去る2月16日にあったところであります。

初めに、本件勧告に至るこれまでの経過でございますが、本市の組織につきましては、合併時に現行組織を定めて以来、今日に至っておりますが、この間、行政や市民生活を取り巻く社会経済情勢も大きく変容し、行政需要も多様化、複雑化してまいりました。こうした背景を踏まえ、市長部局におきまして、総務省の行革方針等を踏まえ、本市における組織改正の視点、いわゆる基本方針を4本の柱として取りまとめたところであります。1点目といたしまして、簡素で分かりやすく、かつ、大きくりの組織、2点目といたしまして、政策本位のまとまりを重視し、各種施策や課題に柔軟に対応できる組織、3点目といたしまして、経営資源を適切、かつ、効果的に活用する組織、最後の4点といたしまして、法改正に対応した組織でございます。こうした基本方針をもとに、各部庶務担当課長による検討部会及び経営層による行政改革推進本部において幾度となく議論を重ねた結果、本年2月14日に成案を得たものであります。

次に、今後の取り扱いでございますが、本組織改正条例案、これは西東京市組織条例でございますが、この条例案は来る3月1日を初日とする、平成19年第1回定例市議会に提案する予定となっておりますが、教育委員会に関する組織につきましては、御承知のように、当該条例ではなく、教育委員会所管事項として、別途、西東京市教育委員会事務局庶務規則で定めておりますが、条例提案に当たっては、教育委員会を含む西東京市の組織全体としての均衡を保持する必要があることから、教育委員会の組織に関してもあらかじめ勧告があったものであります。

勧告の内容につきまして若干補足説明をいたしますが、議案書の後の別紙をお願いいたします。その前に、勧告書にございます教育委員会の事務局組織であります。大きくは現行の教育委員会事務局は、学校教育部が4課体制、生涯学習部が2課体制、その他に事務局以外の課としては図書館、公民館及び菅平少年自然の家、この3課があるわけですが、今回の勧告からはこの3課は対象外となっております。事務局体制といたしましては、2部6課体制が1部5課体制に変更され、あわせて部の名称を「教育部」と改めるものであります。また、課の編制につきましては、先ほど申し上げました基本方針を踏まえ、事務分掌を整備、見直しを行い、現学校教育部では現行4課体制のところを教育企画課、学校運営課及び教育指導課の3課体制といたします。現、教育相談課は、これまで蓄積したノウハウを生かしつつ、指導業務とのさらなる連携の強化を図るため、教育指導課に統合いたします。現、生涯学習部の課につきましては、これまでどおりでございます。

なお、施行の時期は、平成19年7月1日となっております。

次のページ、提案書のところですが、教育機関に関する組織名称についても提案がございまして、これは、現在「保谷公民館」という名称を「公民館」に、また「中央図書館」という名称を「図書館」に改めるものであります。

次ページ以降につきましては、先ほど申し述べました、これまでの検討経過及び基本方針であります。恐れ入りますが、下にページ数が載っておりますので、4ページをお開きいただきたいと思っております。



4ページは市長部局における部、課の改正内容が記載されておりますが、部の数は9部制から7部制に市長部局は2部削減されます。また、課の総数でございますが、これまでの38課体制から34課体制へと4課削減されまして、全体的にスリム化するものであり、このあたりにつきましても教育委員会と同様の趣旨となっております。

なお、5ページ以降につきましては、1部当たりの規模、あるいは担当部長、担当課長制度及び事務分掌の見直しについて述べられておりますので、後ほど御参照いただきたいと思っております。以上、簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この勧告につきましても、教育委員会として同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。西東京市教育委員会の組織改正に伴う措置について（勧告）、に同意することといたします。ここでちょっと暫時休憩といたします。

午後 3 時 3 8 分 休 憩

午後 3 時 3 9 分 再 開

竹尾委員長 それでは、休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

お諮りいたします。ただいま教育長から議案第10号として、西東京市教育委員会事務局における組織改正の協議について（申出）、が提出されました。この際、これを直ちに議題といたしたいと思っておりますが、これに御異存はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異存なしと認めます。よって、この際、議案第10号 西東京市教育委員会事務局における組織改正の協議について（申出）、を追加日程第1として議題とすることと決定いたしました。

竹尾委員長 追加日程第1 議案第10号 西東京市教育委員会事務局における組織改正の協議について（申出）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 追加日程第1 議案第10号 西東京市教育委員会事務局における組織改正の協議について（申出）、の提案理由を御説明申し上げます。

本案は、先ほどの協議事項におきまして、市長からの勧告を受けましたことに関連して、地方自治法第180条の4第2項に基づき、あらかじめ市長に協議を申し出るものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。私の方からは以上でございます。

竹尾委員長 追加説明はございますか。 ありませんね。

説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第10号 西東京市教育委員会事務局における組織改正の協議に

ついて（申出）、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第 8 報告事項、に移ります。

それでは、報告事項について説明を求めます。

長澤教育相談課長 平成 18 年 4 月から 12 月末までの教育相談状況の報告をいたします。

相談の種別ごとにまず御報告いたします。

一般教育相談 334 件、延べ相談回数 4,860 回、就学相談 169 件、延べ相談回数 916 回、電話のみの相談 80 件、延べ相談回数 102 回、小学校訪問相談 1,586 件、延べ相談回数 6,129 回、緊急・臨時相談 68 件、延べ相談回数 229 回でございます。

それから、米印 1 のところ、電話のみの相談の米印 1 ですが、これは、電話のみの相談には電話相談後に来室相談につながったものは件数として含んでおりません。それから、米印 2、緊急・臨時相談のところ米印 2 がついておりますが、これは、主に危機管理事項のため、職員が行った学校や、他の各種関係機関との相談の件数・回数でございます。

それから、昨年同期と比較しまして、特徴としましては、一般教育相談が 14 件の増、約 4% の増、それから緊急・臨時相談が 11 件の増、約 19% の増となっているのが昨年同期と比較しました特徴です。それから、小学校訪問相談につきましては、昨年度は月 2 回の訪問だったのですが、今年度は毎週 1 回の訪問になりましたので、これは件数がふえております。それから、2 番の主な相談内容につきまして御報告をいたします。

一般教育相談の主な相談内容の順位としましては、一番多いのが不登校の相談 76 件、延べ相談回数 1,621 回、それから 2 番目として多いのが適応指導教室関係 51 件、延べ相談回数 271 回。これは、 と は不登校のお子さんが適応指導教室に来る関係上、関連をしている相談です。それから、 と しましては、多いのが集団不適應 40 件、延べ 559 回の相談回数です。これは昨年同期と比べまして、この 3 位の順位は全く変わっておりません。毎年、不登校、適応指導教室関係、集団不適應の相談が 3 位の中の順位不動というふうな形で上がっております。

それから、就学相談につきましては、主な相談内容としましては、 、通級（情緒）学級の通級指導学級の入級相談、これが 35 件、延べ相談回数が 215 回、2 番目に多いのが就学相談、これは小学校の相談ですが、 32 件、延べ相談回数 278 回、これも昨年同期と比べまして順位は全く同じです。

それから、電話のみの相談、電話相談の相談内容として多いのが、1 番、不登校 9 件、延べ回数が 11 回、2 番としては相談の問い合わせ 9 件、延べ 10 回、それから と しましては学校や教師との関係ということで 7 件、延べ 14 回、同じ順位ですが、いじめに関して 7 件、延べ 10 回というふうに上がっております。これも昨年同期に比較しまして順位は変わっておりません。

それから次に、小学校訪問相談ですが、これが回数が変わったことによる昨年と大きく違った点は、1 番として児童への対応が上がっておりますが、児童への対応 319 件、延べ 883 回、それから 2 番目としまして、教員への対応 227 件、延べ 752 回、この 1 と 2 は昨年同期ではなかったものです。ランクとして上がっていません。それから、

として、その他の性格・行動上の問題156件、延べ449回。

それから最後に、緊急・臨時相談としまして、1番、虐待15件、延べ52回、2番目としまして不登校11件、延べ30回、それから3番目としましていじめ8件、延べ23回と  
いうことですが、これも昨年同期と比べまして、1番、虐待、それから2番、不登校、この  
順位は変わっておりません。以上でございます。

竹尾委員長 それでは続きまして、西東京市スポーツ振興事業補助金要綱の一部改正につい  
て、を議題といたします。

東原スポーツ振興課長 それでは、西東京市スポーツ振興事業補助金要綱の一部改正につい  
て、御報告いたします。

本来であれば要綱につきましては新規に規定するときに御報告をさせていただいていると  
ころでございますけれども、基本的な補助額の改正でございます、広く市民や団体の方  
にお知らせする必要があることから、御報告を申し上げます。

まず初めに、この補助金のあり方について簡単に御説明いたします。この補助事業につ  
きましては、平成5年に旧保谷市において設置されたスポーツ振興基金の基金を充てて運  
営することになっております。しかし、御承知のとおり、昨今の低金利の状況におきま  
して、十分な補助を行うことが難しい状況となっております。こうした状況の中  
でも一定の補助を行っていくために、本要綱の見直しを行うものでございます。

改正の主な内容につきましては、まず第1点目としまして、第5番、補助対象経費でござ  
います。改正前につきましては、指導者育成事業に係る項目がありましたが、本要  
綱の設置以来、市報などでPRをいたしておりましたけれども、申請の実績がござ  
いませんでした。また、この事業につきましては、東京都や東京都体育協会など  
でも実施していることから、西東京市としては廃止をすることといたしました。

次に、2点目といたしまして、第6、補助の限度額でございます。改正前につ  
きましては、補助の額は毎年度予算の範囲内で定められておりましたので、最  
最終的に1年間の予算額を案分して申請があった団体などに配分する方がと  
られていました。この方法では、年間の申請してくる団体の数によって補助  
金の額が変動することや、補助金の支払いが年度末になっておりました。  
しかしながら、申請団体等からも御意見や御要望をいただいている状況  
もありましたので、今回改正をすることによって、補助額が一定となり、  
年度末まで交付を待つことなく、その都度、補助金の申請をして、交付が  
できるようになりました。

なお、今回の見直しをすることによりまして、従前と比べて、個々のケ  
ースでは多少の増減はございますけれども、総額予算としては変わらないと考  
えております。また、平成19年度につきましては、申請件数の増を見込んで  
おきまして、予算的には増額をいたしております。以上、簡単ではござ  
いますけれども、御報告とさせていただきます。

長澤教育相談課長 申しわけありません。先ほどの教育相談状況に関しま  
しては、これは教育委員会内での実績報告なので、まだ外には全く出て  
いないものなので、ここだけの実績報告ということで取り扱いをお願い  
いたします。

竹尾委員長 説明が終わりました。一括して質疑を受けます。

宮田委員 教育相談して、解決というのは何%、要するに相談されたとい  
うふうな感じが書

いてあるわけですね。相談して、双方納得して解決したという、そういうパーセンテージとかなんかはあるのでしょうか。

長澤教育相談課長 17年度で申しますと、要するに相談の終結ということなんですが、これは、年数については何年かかった終結とか、1年での終結とか、いろいろあるのですが、17年度で終結をした相談については約6割から7割近くはあります。これは全部のものですけれども。

宮田委員 じゃあ、残りのものはどうなっているのでしょうか。

長澤教育相談課長 これは継続相談ということで、ずっと継続して保護者の方が来室相談で見えたりということですよ。就学相談でも、年度で終わるもの、それから例えば判定と違うところを保護者が選んで転学相談に至るまでの継続相談とかということもありますし、長いのはやっぱり一般の教育相談です。12年度ぐらいからずっと延々と続いている相談も、少しですが、あります。そして、最近も13年度ぐらいの相談が終結で上がってきたりとか、そういう場合もあります。以上でございます。

竹尾委員長 よろしゅうございますか。

角田委員 教育相談なんですけれども、いじめの相談というのは、本人、もしくは家族、どんな割合で相談に見えますか。もう1点、二つ目に、不登校の内容というか、原因というか、そういったのは、もし言えるようだったらちょっとお聞きしたいです。この2点、お願いします。

長澤教育相談課長 いじめにつきましては、本人から、それから保護者から、双方ございます。例えば今年度の4月から12月末までのいじめの件数なんですが……

角田委員 大体で結構です。

長澤教育相談課長 100件弱ぐらいあるんですが、電話、訪問相談、緊急・臨時相談ということであるんですが、本人、それから保護者、それから、小学校の訪問相談では、教師からとか、本人、または保護者、ちょっと今、パーセンテージは、本人が幾ら、保護者、教師が幾ら、何件という、手元にその資料は持っていないんですが、大体そのような件数になっております。

それから、不登校の背景なんですけど、不登校の背景につきましては、さまざまありまして、これだという一つの条件ではなくて、例えばいじめがきっかけであったり、家庭内でのことが要因としてあったり、教師との関係があったり、それから学業の不振があったりとか、複合的な要因になっております。それから、病理的な、要するに思春期になって病理的なことがあったりとか、さまざま背景がありまして、単純にこれというものではなくなっています。きっかけはさまざまですけれども。

角田委員 ありがとうございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

大後委員 今のを伺って、いじめの相談件数が100件ぐらいとおっしゃいましたけれども、この表の中でいじめというふうに出ている数値はすごく少ないんですが、内容的にほかに入っているわけですか。

長澤教育相談課長 すみません、今、訂正をしようと思っていたところです。申しわけあり

ません。今、ちょっと主訴別のところを見ていまして、不登校の数字とちょっと混同して計算してしまいました。確かに数字はそんなにありません。全く違います。38件です。いじめの件数4月から12月末まで。訂正いたします。ごめんなさい。100件弱ではありません。38件です。

竹尾委員長 この表からは15件しか、延べでいっても33回ですか。

長澤教育相談課長 主な相談の内容のところの件数で、これ、いじめ8件。このいじめ8件いというのは、緊急の相談のみの8件、それから上の電話相談の7件ということで、この主訴別の主な相談内容のところには数字が全部上がっておりませんので、これを足したのと別な、私の今、手持ちの資料の主訴別の集計のところではちょっと違っております。

主訴別の集計で申しますと、4月から12月までのいじめの件数は、一般教育相談で5件、これは継続と新規が入っております。それから、電話のみの相談で7件、小学校訪問相談で18件、それから緊急・臨時相談で8件というふうになっております。合計38件です。

宮田委員 そういうふうに書かれた方がよろしいんじゃないでしょうかね。今、非常に注目されているところなので、どこかに紛れ込ませてしまってわからない、要するに後で隠ぺいしたという話に必ず出てきますので、一般教育相談の中で、じゃあ、どうしてまたそう分けたかはともかくとして、それぞれ5、7、18、8というふうにいじめに関してやっておいた方がよろしいと思うんですけれども。

竹尾委員長 教育相談課長、いかがですか、宮田委員の……

長澤教育相談課長 わかりました。わかりやすく工夫をしたいというふうに思います。

竹尾委員長 今後、そういうふうにしていただきたいと思います。

長澤教育相談課長 はい。

大後委員 なかなかこの表からでは実態が浮かび上がってこないんですが、こういう数値も大事なんですけども、この今もいじめが上がってこなかったのは、多かった順番に上げていることから上がってこなかったわけですから……

宮田委員 ああ、そういうことか。

大後委員 多分そうだと思うんです。ですから、この書き方を、相談種別の右側の相談内容をもっと統一するとか、わかりやすくもう少し工夫していただけると。

それと、小学校訪問相談の に上がっている、その他の性格・行動上の問題が156件もあるものですから、その他のというのが何のその他なのかというような、もう少し詳しい内容がわかるといいかなと思います。それから……

竹尾委員長 一つの意見ですが、相談内容の方を左側にこう書いて、相談種別を右にこう書いて表をつくって、そこへ数字を入れたら一発でわかる、どこの項目。その方がわかりやすいんじゃないですか。今言ったように、こっち、一般教育相談でいじめは下の方だから出てこないとか、そういうことにしない方が、教育相談課長さんの思いもあるんだろうと思いますがね。

長澤教育相談課長 主な相談内容は、上位3位までとか、4位までとか、私どもが受けた相談の中で多い主訴別に上げております。だから、先ほどのいじめとかは、確かに注目がされているところなんですけども、そんなに多くは上がってきていない。確かに緊急や臨時相談の中

では3位の中に入っていますが、ほかのところでは入っていないというような、そういうランクでやっております。そして、皆さんが見るときに、例えばどういう相談が多いんだろうというところで見たいものがこの主な相談内容ということで、先ほども説明しましたが、不登校に関しては、不登校や集団不適應というのは毎年度この上位3位のランクに順位不動で入っているほどこの相談がずっと多いということです。

竹尾委員長 おっしゃることは……

宮田委員 ちょっと委員長さんがおっしゃったことを十分理解なさっていないので、もう1回私が委員長にかわって申し上げますが、一般教育相談というのをやめて、この部分に不登校、集団不適應とか、そういうのをこの縦軸に入れたらいかがかと。それで、一般教育相談、就学相談、電話相談、小学校というふうにすると、必ずいじめというのでも1項入れておくわけですよ。そうすると、いじめは必ず出てくるわけです。そうすると、いじめは電話相談で8件とか、緊急で8件とか、それから一般で5件とかというふうに出てきて、合計35件というふうに出ると。

竹尾委員長 そうすれば縦横の計が出るんですね、総数が出る。

宮田委員 それの方がよろしいんじゃないかということです。作表の問題です。

長澤教育相談課長 はい、わかりました。必ずしもランク別ではなくて、知りたい内容を項目にやって、数字を出してほしいという御意見ですよ。検討します。

竹尾委員長 一般教育相談で相談があったとか、電話相談であったとかということよりは、どういう内容があって、それがどういう形で来たかというふうにして整理すれば出てくるとは思いますかね。御検討ください。

長澤教育相談課長 はい、検討させていただきます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

大後委員 今のいじめのことですが、いじめられている者がいじめと感じたものはすべていじめであるという認識で取り組んでいるわけですけれども、現実に本人はいじめだと言っているのに、客観的に見て周りはいじめじゃないというような例がありますか。

長澤教育相談課長 教育相談の場合は、主訴をきちんと丁寧に聞きまして、本人がいじめだということに関しては、いじめということで100%対応しておりますし、そして関係の指導課等にすぐ連携をとりまして、報告、それから、例えば一緒に対応する必要がある場合は、一緒に対応を即する。というふうにやっております。

大後委員 そうしましたら、いじているつもりはなかったけれども、悪かったというようなこともある。現実にはどうですか。

長澤教育相談課長 それは、教育相談の中では、そうだったというような、相談者からそのような話というのはそんなに多くありませんので、むしろ学校現場のところではそんなことがあるかも知れませんし、それから報告事項を見ていると、学校でこのような対応をしたという報告等の中では、双方の中で事情を聞いて、そんなような終結をしたということもあります。

大後委員 前に9月に御報告いただいた全般の相談状況と比べますと、かなり小学校訪問相談というのも回数を重ねて充実しているようなんですが、中学校のスクールカウンセラーと

制度は違うんですけども、活動自体は似ていると思うんですが、その中学校のスクールカウンセラーの方の御報告というのはあまりないようなんですけども、その二つをちょっと比べてどんな状況でしょうか。

長澤教育相談課長 申しわけございません。中学校のスクールカウンセラーの実績報告というのが確かに今までなかったのですが、今後検討させていただきたいというふうに思います。

17年度の相談のところでは、主訴別に見ますと、1位から4位ぐらいのところでは、一番多いのが不登校の相談です。これは生徒、保護者、教員、その他を合わせて2,206回。これは延べ回数でとっております。それから、2番目に多いのが話し相手ということで、これは生徒から1,628回。それから次に、3番目に多いのが友人問題、これが生徒から301回、保護者から153回、それから教員15回、その他の方から15回、計484回。それから、4番目が問題行動等ということで、多いのが保護者から295回、生徒から81回、それから教員から27回、その他で75回、計478回。これらあたりが一番多いところです。上位は小学校と重なっているかと思います。

大後委員 今伺って、上から3番目でしょうか、友人問題というのがありました。それがいじめに発展しそうなどということはありませんか。発展しそうというか、いじめ問題を含んでいるんじゃないかという。

長澤教育相談課長 これも、そういうものも、そこから発展していじめにつながっていくものもあるかと思いますが、カウンセラーが対応しておりますので、そこにいかないように、継続相談ということでやっているかと思います。以上です。

宮田委員 こういう質問をするのはちょっと教育委員としておかしいような気も自分しながら質問するんですが、先ほどのこの委員会で認めた組織変更で、教育相談課がなくなるんですね。これはどこに行ってしまうのでしょうか。そういう説明はなかったような気がする。これは1万2,236回もあって、相当の時間が割かれているんだらうという気がするんですが、その辺、対応は今後どうなるのでしょうかという。これは教育相談課長にそういう質問をするのはちょっとおかしいと思うんですが、これは学校教育部長になるのかしら。

村野学校教育部長 補足説明のところでも申し上げたんですが、教育相談課はこれまで培った、合併後、実は教育相談課というのを設立しまして、丸6年、教育相談課として他市にまさる組織体制で確かにやってまいりました。この間、教育相談業務につきましては相当力を入れてやってきたために、相当ノウハウも蓄積されております。したがって、教育相談自体も、これは他市よりも非常に多いと私どもは受けとめております。今後どうするのかということなんですが、これら6年間培ったノウハウを今後生かしつつ、さらに指導課との連携の中で強化していくということです。

個別に申し上げますと、今まで心理職が相談員として相談業務に当たっていたわけですが、やはり学校でのトラブル、あるいは不登校、こういうことが非常に多いということで、指導主事がかかわるケースも相当ございました。そういうことで、より今後連携を強化することによって、相談課の業務を充実できるだろうということで、むしろ積極的に統合して、今回相談業務を充実するというスタンスで統合したということでございます。

宮田委員 もしかすると、これがあるからいじめが総体的によそより少ないのかもしれない

というプラスのことも大いに評価というか、PR、アピールされたいかがかと思います。  
村野学校教育部長 今回の関連ですが、実は体制は、今現在、庁内での相談室を利用しながらの一般教育相談、そして学校へ訪問している、小学校は学校訪問相談員、そして中学校は東京都の費用でやっているスクールカウンセラー、こういうさまざまな教育相談を実施しているわけですが、この教育相談体制はそのまま残し、かつスタッフもそのまま残し、その中で指導課と統合するということですので、相談の受け皿というんでしょうか、またノウハウ、そして資質、量と、ともに減らない、むしろ連携が強化されるということになるかと思えます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上で日程第8 報告事項、を終わります。

竹尾委員長 次に、日程第9 その他、を議題といたします。

今回は教育委員会全般について、何でもよろしゅうございますが、御質問や御意見等ございましたら、この機会に。 ございませんか。よろしゅうございますか。

角田委員 それぞれの学校からいただく学校便りを読ませていただいておりますが、中には、学力を上げるための研修が甘かったというような反省がある学校でも見られました。そこで、いろいろ新任の教師に対する研修は市としても考えられているという説明もありました。そして、研究発表だとか、市の研究部会とか、いろんなところで勉強されていると思うのですが、来年度になるかと思えますけれども、指導室としては一般の教員に対する研修をどのように行おうとされているのか、伺わせていただきたい。

中村統括指導主事 教員の研修につきましては、国、または都で悉皆研修の形が多くございます。仮に1年目、初任者でございますが、これは初任者研修、国一体でやっておるところでございます。それから、2、3、4年目と、これは市の方で授業観察や、または学校の方で授業観察を、授業公開をやっておる研修でございます。次に一般的に研修になるのが都の方で、10年目研修 これは市もお手伝いしておるんですが、がございます。このような採用されてから10年間の間に大きな研修が年間これで、初任と、5年間持たれるわけです。

ところが、よく考えてみますと、5年目から10年目の間、この5年間、私どもの方で研修のお手伝いが個別にできるものがございません。もちろん自主的に講座を開設していますので、御参加される研修は夏もありますけれども、そこで来年度からは、5年から10年間の先生方をターゲットにいたしまして、例えばそれを前期、後期に分けて、1年間、5年間のうち2回、研修を受けていただく、いわゆる若手研修1、2というのを開設いたしまして、実践、そして研究というところも取り組みながら高めていただく研修を御用意しております。今回の教育目標のところでも、新たな研修をということを入れさせていただきましたが、主にそこなども含めてつくっていきたいというふうに考えています。以上です。

角田委員 はい、わかりました。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上で日程第9 その他、を終わります。

以上をもちまして平成19年西東京市教育委員会第2回定例会を閉会いたします。どうも



ありがとうございました。

午 後 4 時 1 6 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員